

2023 九州さくらカップ選手権大会

帆走指示書 (SI)

[NP] その規則の違反は艇による抗議の根拠とはならないことを意味する。これは規則 60.1(a) を変更している。

[SP] レース委員会が審問無しに標準ペナルティーを適用する事ができる規則を意味する。これは RRS63.1 及び RRS A5 を変更している。

1 規則

1.1 本大会は、セーリング競技規則 2021-2024 (以下 RRS という) に定義された「規則」を適用する。

1.2 RRS 付則 P が適用される。

1.3 [NP] [DP] RRS 40.2 を用いず RRS40.1 を次のとおり変更し適用する。

「各競技者は、水上にいる間は、衣服または個人装備を一時的に替えたり整えたりする間を除き、常時、個人用浮揚用具を着用しなければならない。ウエット・スーツやドライ・スーツは個人用浮揚用具ではない。」

2 帆走指示書の変更

2.1 帆走指示書 (以下指示) の変更は、それが発効する当日の各クラス予告信号の 60 分前までに大会 LINE オープンチャットで通知される。日程の変更については発効する前日の 18:00 までに通知される。

3 競技者とのコミュニケーション

3.1 公式掲示板は、大会 LINE オープンチャットで行われる。

3.2 レース・オフィスは平川ヨットハウス 2 階に設けられる。

4 行動規範[NP] [DP]

4.1 競技者および支援者は、主催団体、レース委員会ならびにプロテスト委員会からの合理的な要求に応じなければならない。

4.2 競技者及び支援者は別紙『健康管理に関するガイドライン』に従わなければならない。

5 陸上で発せられる信号

5.1 陸上で発する信号は、平川ヨットハウス艇庫前の信号柱に掲揚される。

5.2 [DP] [NP] 音響信号 1 声とともに掲揚される D 旗は、「艇はこの信号が発せられるまでハーバーから離れてはいけない。」ことを意味する。また、予告信号は、D 旗掲揚後 45 分より前には発せられない。

5.3 予告信号予定時刻の 45 分前までに D 旗が掲揚されない場合、そのレースのスタートは時間に定めなく延期されている。

6 レース日程

6.1	4/1	8:30~	艇搬入
		9:00~10:00	受付
		10:30~	コーチミーティング
		11:55	第 1 レース予告信号
			~以降引き続きレースを行う

- 4/2 8:00 コーチミーティング
 8:55 その日の最初の予告信号。引き続きレースを行う

※開会式・閉会式・表彰式は当日の状況を判断し告知する。

- 6.2 合計6レースを予定する。1日に行われるレースは最大4レースとする。
 6.3 RRS レース信号「オレンジ旗」に以下を追加する。
 1つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを艇に注意喚起するために、予告信号を発する5分前までにレース委員会信号艇(以下、シグナルボート)に音響1声と共にオレンジ旗を掲揚する。
 6.4 レースの予定された最終日には、13:00より後に予告信号を発しない。

7 クラス旗及びクラスの識別

- 7.1 クラス旗は、次の通りとする。
 OP 級 A クラス 黒字 OP 旗
 OP 級 B クラス 赤字 OP 旗
 ILCA6・4 級 レーザークラス旗
 7.2 OP 級 B クラスは識別のためにセールスのトップに識別リボンを取り付ける。リボンは受付時に配布される。チャーター艇、借用艇については、規則 G3 を適用する。

8 レース・エリア

- 8.1 添付図1にレース・エリアの位置を示す。

9 コース

- 9.1 添付図2に、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちらに側に見て通過するかを含むコースを示す。
 9.2 予告信号以前に、シグナルボートに最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。

10 マーク

- 10.1 マークは、次のとおりとする。

クラス	マーク 1, 2, 3	新しいマーク	スタートマーク	フィニッシュマーク
OPA・OPB	マーク 1, 2, 3 はオレンジ色円柱形	赤色円柱形	レース委員会艇	赤色球形 レース委員会艇
ILCA6・4	マーク①は黄色円錐形 マーク3はオレンジ色円柱形	青色円錐形	レース委員会艇	マーク①と レース委員会艇

11 スタート

- 11.1 スタート・ラインは、スターボードの端にいるスタート・マーク上のオレンジ旗を掲揚しているポールと、ポートの端にあるオレンジ旗を掲揚しているポールスタート・マークとの間とする。
 11.2 [DP] [NP] 予告信号が発せられていない艇は、他のレースのスタート手順の間、添付図3に示すスタート・エリアを回避しなければならない。
 11.3 スタート信号の4分以降にスタートする艇は、「DNS」と記録される。これはRRS A 5.1 と A 5.2 を変更している。
 11.4 レースが再スタートまたは再レースとなった場合に掲示される RRS 30.4 に抵触した艇のセール番号は、次のレースの予告信号前にシグナルボートのスターン掲示板に掲示される。

- 11.5 ゼネラル・リコールの際、艇に速やかに知らせるため、レース委員会の信号艇以外のレース委員会艇にも「第1代表旗」を掲揚する場合がある。ただし、レース委員会の信号艇以外の当該レース委員会艇が行う「第1代表旗」の掲揚・降下については、規則レース信号「予告信号は、降下の1分後に発する」の意味を持たないものとし、また音響の有無も無視されるものとする。この項は、規則レース信号および規則 29.2 を変更している。

12 コースの次のレグの変更

- 12.1 コースの次のレグを変更するために、レース委員会は新しいマークを設置し、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。なお、レグの長さの変更を示す「+」および「-」の掲示は行わない。これは、RRS 33(b)を変更している。

13 フィニッシュ

- 13.1 フィニッシュ・ラインは、フィニッシュ・マーク上の青色旗を掲揚しているポールと、フィニッシュ・マークのコース側の間とする。

14 ペナルティー方式

- 14.1 SPの記された規則に対する標準ペナルティーのリストは、1日目の10:00までに掲示される。標準ペナルティーを課された艇は、得点略語「STP」を用いて記録される。これはRRS A10を変更している。
- 14.2 [DP]と示された帆走指示書の規則、標準ペナルティーガイドラインに記載されたクラス規則以外のクラス規則、及びレース公示の規則の違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会の裁量により失格より軽減することができる。

15 タイム・リミットとフィニッシュ・ウィンドおよびターゲット・タイム

- 15.1 マーク1のタイム・リミット、レース・タイム・リミットおよびフィニッシュ・ウィンドを下表に示す。

マーク1の タイム・リミット	レース・ タイム・リミット	フィニッシュ・ ウィンド	ターゲット・ タイム
30分	70分	15分	35~45分

- 15.2 マーク1のタイム・リミット内に1艇も最初のマークを通過しなかった場合、レースは中止される。
- 15.3 フィニッシュ・ウィンドは、最初の艇がスタートし、コースを帆走してフィニッシュした後、艇がフィニッシュするまでの時間である。フィニッシュ・ウィンド内にフィニッシュできず、かつ、その後リタイアせず、ペナルティーを課されず、または救済を与えられなかった艇は、審問なしに『フィニッシュしなかった(DNF)』と記録される。これは、RRS 35、A4、A5を変更している。
- 15.4 ターゲット・タイムどおりとならなくても、救済要求の根拠とはならない。これはRRS 62.1(a)を変更している。

16 審問要求

- 16.1 艇が海上において抗議する場合には、フィニッシュ後すみやかにフィニッシュ・ラインに位置するレース委員会艇に抗議の意思と被抗議艇のセール番号を口頭で伝えなければならない。ただし、明らかに抗議の意思を伝えることができない状

- 態であった艇、または、レース・エリア以外で目撃した違反に対し抗議する艇は、この限りではない。これは、RRS 61.1(a)に追加している。
- 16.2 審問要求書はレース・オフィスにあるプロテスト委員会事務局で入手できる。抗議、救済要求および審問の再開の要求は、適切な時間内にプロテスト委員会事務局に提出されなければならない。
- 16.3 抗議締切時刻はその日の最終レースで最終艇がフィニッシュした時刻、またはレース委員会が「本日はこれ以上レースを行わない。」と信号を発した時刻のどちらか遅い方の 90 分後とし、その時刻を掲示する。
- 16.4 当事者であるか、または証人として名前があげられている審問に関わっている競技者に通告するために抗議締切時刻から 30 分以内に掲示する。ヨットハウス 2 階研修室にあるプロテスト・ルームにて、掲示した時刻に始められる。
- 16.5 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告を、RRS 61.1(b)に基づき伝えるために掲示する。
- 16.6 RRS 付則 P に基づき RRS 42 違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストは掲示される。
- 16.7 大会最終日における、審問の再開の要求は、次の時間内に提出されなければならない。
- (a) 再開を要求している当事者が前日に判決を通告された場合には、抗議締切時間内。
- (b) 再開を要求している当事者がその当日に判決を通告された後 20 分以内。
これは、RRS 66.2(a)(2)を変更している。

17 得点

- 17.1 本大会は、1 レースの完了をもって成立する。
- 17.2 (a) 4 レース以下しか完了しなかった場合、艇のシリーズの得点は、全レースの得点の合計とする。
- (b) 5 レース以上実施した場合、艇のシリーズの得点は、その艇の最も悪いレースの得点を除外したレースの得点。
- 17.3 掲示されたレースまたはシリーズの成績について誤りがあると思われる場合、艇はレース委員会に得点の照会を書面で求めることができる。

18 安全規定

- 18.1 [NP] [SP] 出艇及び帰着申告は、署名方式で行う。署名用紙は平川ヨットハウス艇庫信号柱前の申告所に用意される。
- 18.2 出艇しようとする艇は、その日の予告信号予定時刻前までに署名用紙に署名をしなければならない。また、レースに参加(出艇)しない艇は、レース・オフィスで入手できる「リタイア報告書」を提出しなければならない。
- 18.3 帰着した艇は、帰着後速やか(できるだけ早い機会)に、また、その日の当該種目の最終レース終了後、またはレース委員会が、「本日はこれ以上レースを行わない」という信号を発した後、どちらか遅い方から 90 分以内に署名用紙に署名をしなければならない。
- 18.4 [NP] [SP] レースからリタイアする艇は、できるだけ早くレース委員会に伝え、帰着後はレース・オフィスにある「リタイア報告書」を提出しなければならない。
- 18.5 レース委員会又はプロテスト委員会は、艇が安全に帆走できないと判断した場合は、リタイアを勧告することができる。また、艇が緊急救助を必要とするような危険な状態だと判断した場合は、強制的に救助活動を行うことがある。この場合

は救済要求の根拠にはならない。これは RRS 60.1(b)を変更している。

19 [NP] [DP] 装備の交換

- 19.1 損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承認なしでは許可されない。交換の要請は、最初の適当な機会にレース委員会へ行わなければならない。

20 [NP] [DP] 装備と計測のチェック

- 20.1 艇または装備は、クラス規則、レース公示および帆走指示書に適合しているか、いつでも検査されることがある。

21 運営船

- 21.1 運営船は、以下のように識別される。
- ・レース委員会艇・・・・・・白地に赤字「RC」
 - ・プロテスト委員会艇・・・・赤地に白字「PROTEST」
 - ・救助艇・・・・・・緑地に白字「RESCUE」

22 [NP] [DP] 支援艇

- 22.1 支援艇は、スタートするフリートの準備信号の時刻から全ての艇がフィニッシュもしくはリタイアするか、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまで、艇がレースで帆走することが予想される範囲の外側にいなければならない。
- 22.2 シグナルボートに音響信号1声とともに「V 旗」が掲揚された場合、全ての支援艇は救助活動に従事しなければならない。この旗は、レース中であっても掲揚されることがある。この場合、指示 22.1 は適用されない。これは RRS レース信号 V 旗及び RRS 37 を変更している。
- 22.3 支援艇は、海上にいる間、大会受付時に配布されるピンク色旗の標識を付けなければならない。
- 22.4 支援艇はレース中の艇に引き波による影響を与えてはならない。
- 22.5 支援艇はレスキュー活動を考慮した人数で乗船する事が望ましい。

23 ごみの処分

- 23.1 ごみは支援艇およびレース委員会艇、プロテスト委員会艇に渡してもよい。

24 リスク・ステートメント

- 24.1 RRS 3 には『レースに参加するか、またはレースを続けるかについての艇の決定の責任はその艇のみにある。』とある。
大会に参加することによって、それぞれの競技者は、セーリングには内在するリスクがあり、潜在的な危険を伴う行動であることに合意し、認めることになる。これらのリスクには、強風、荒れた海、天候の突然の変化、機器の故障、艇の操船の誤り、他艇の未熟な操船術、バランスの悪い不安定な足場、疲労による傷害のリスクの増大などがある。セーリング・スポーツに固有なのは、溺死、心的外傷、低体温症、その他の原因による一生消えない重篤な傷害、死亡のリスクである。
- 24.2 この大会の競技者は、自分自身の責任で参加する。(RRS 3『レースをすることの決定』参照)
主催団体は、大会の前後、期間中に生じた物的損害または人身傷害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

25 [DP]保険

- 25.1 各選手は、対人対物賠償額がそれぞれ1億円以上の有効な財団スポーツ安全協会のスポーツ安全保険または同等の第三者賠償責任保険に加入しなければならない。

添付図1 レース・エリア



添付図2 コース図

OP Aクラス

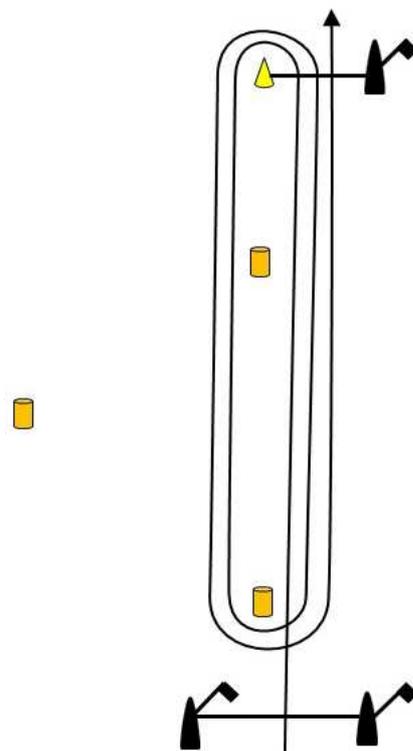
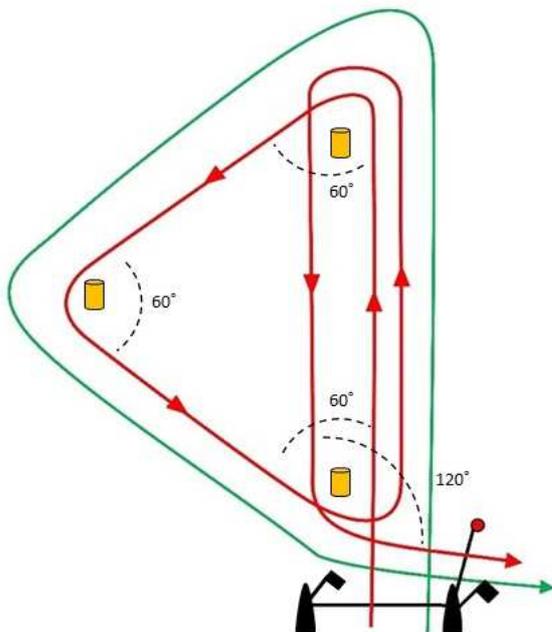
S → 1 → 2 → 3 → 1 → 3 → F

OP Bクラス

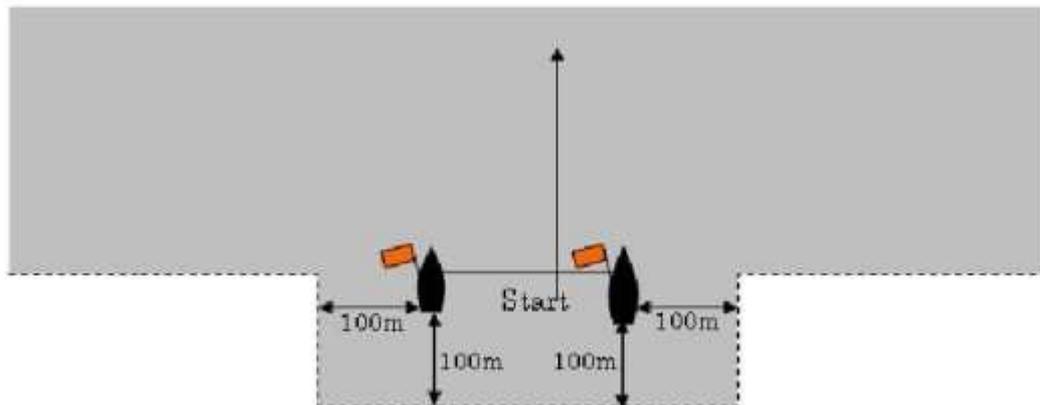
S → 1 → 2 → 3 → F

ILCA6・4クラス

S → ① → 3 → ① → 3 → F



添付図3 スタート・エリア



潮汐表 (鹿児島)

日付	曜日	潮汐	満 潮				干 潮			
			時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位
4/1	土	若	05:20	199	16:43	187	11:22	120	23:13	60
4/2	日	中	05:44	214	17:25	207	11:51	98	23:52	45